［2］［略］

3　前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真（都道府県公安委員会規則で定める場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる書類）を添付しなければならない。

［一～三　略］

（技能試験）

第二十四条　［1～5　略］

6　技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合は、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
［略］	
大型二輪免許	総排気量〇・七〇〇リットル以上の大型自動二輪車
［略］	

［7・8　略］

（運転経歴証明書の交付の申請の手続）

第三十条の十　法第百四条の四第五項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

［2・3　略］

（運転経歴証明書の記載事項等）

第三十条の十一　運転経歴証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　［略］

二　運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許証の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類

［三・四　略］

五　運転経歴証明書の交付を受けた者の法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴

［2～4　略］

［1］［同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

［一～三　同上］

（技能試験）

第二十四条　［1～5　同上］

6　［同上］

免許の種類	自動車の種類
［同上］	
大型二輪免許	総排気量〇・七〇〇リットル以上の大型自動二輪車（運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「ＡＴ機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車（総排気量〇・六五〇リットル以下のものに限る。）及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許（以下「ＡＴ限定大型二輪免許」という。）にあつては、総排気量〇・六〇〇リットル以上〇・六五〇リットル以下のもの）
［同上］	

［7・8　同上］

（運転経歴証明書の交付の申請の手続）

第三十条の十　法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

［2・3　同上］

（運転経歴証明書の記載事項等）

第三十条の十一　［同上］

一　［同上］

二　運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日において受けていた免許の年月日及び種類

［三・四　同上］

五　運転経歴証明書の交付を受けた者の法第百四条の四第二項の規定により取り消された日前五年間の自動車等の運転に関する経歴

［2～4　同上］